

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例案

令和 8 年（2026 年）9 月 24 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成 4 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（非常災害時における委託） 第45条の5 前3条（第45条の2第2号及び第3号を除く。）の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出又は<u>同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出について準用する。</u>この場合において、第45条の2中「市長」とあるのは「<u>法第9条の3の3第1項に規定する非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者</u>」と、同条及び第45条の3第1項第4号中「生活環境影響調査」とあるのは「<u>受託者生活環境影響調査</u>」と、第45条の2及び第45条の3第1項中「報告書」とあるのは「<u>受託者報告書</u>」と、第45条の2中「縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この章において「意見書」という。）を提出する機会の付与」とあるの	（非常災害時における委託） 第45条の5 前3条（第45条の2第2号及び第3号を除く。）の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出、<u>（当該届出に係る一般廃棄物処理施設が同項に規定する一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合を除く。）</u>、<u>同条第2項の規定による一般廃棄物処理施設の設置に係る届出、同条第4項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出（当該届出に係る一般廃棄物処理施設が法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設として政令で定めるものである場合を除く。）</u>又は<u>同条第5項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による一般廃棄物処理施設の変更に係る届出について準用する。</u>この場合において、第45条

改正前	改正後
は「縦覧」と、同条第１号中「ごみ処理施設」とあるのは「ごみ処理施設のうち焼却施設」と、第45条の３第２項中「報告書は」とあるのは「受託者報告書は」と、「当該報告書が法第９条の３の２第１項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害」とあり、及び前条中「当該一般廃棄物処理施設が法第９条の３の２第１項の同意に係るものである場合で、非常災害」とあるのは「非常災害」と、同条中「意見書」とあるのは「生活環境の保全上の見地からの意見書」と読み替えるものとする。	の２中「市長」とあるのは「法第９条の３の３第１項又は第２項に規定する者」と、同条及び第45条の３第１項第４号中「生活環境影響調査」とあるのは「受託者生活環境影響調査」と、第45条の２及び第45条の３第１項中「報告書」とあるのは「受託者報告書」と、第45条の２中「縦覧及び生活環境の保全上の見地からの意見書（以下この章において「意見書」という。）を提出する機会の付与」とあるのは「縦覧」と、同条第１号中「ごみ処理施設」とあるのは「ごみ処理施設のうち焼却施設」と、第45条の３第２項中「報告書は」とあるのは「受託者報告書は」と、「当該報告書が法第９条の３の２第１項の同意に係る施設についてのものである場合で、非常災害」とあり、及び前条中「当該一般廃棄物処理施設が法第９条の３の２第１項の同意に係るものである場合で、非常災害」とあるのは「非常災害」と、同条中「意見書」とあるのは「生活環境の保全上の見地からの意見書」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

関係法令の改正の趣旨を踏まえ、非常災害廃棄物の処分に係る受託者から委託を受けた者等が、一般廃棄物処理施設を設置する場合についての必要な手続を新たに定める等のため、本案を提出する。